

更なる地域主権改革の推進に向けた指定都市市長会要請

地域主権改革については、第1次及び第2次一括法の成立など一定の進展が見られるものの、近時、出先機関改革の検討スケジュールが遅れ始めるなど、住民福祉の向上を目指した更なる改革の推進について、危惧を感じているところである。

一方、第30次地方制度調査会が設置され、「大都市制度のあり方」が諮問事項の一つとなり、かねてからあるべき大都市制度の一つの姿として「特別自治市」の創設を提案してきた指定都市市長会としては、その実現に向けた議論の進展を大いに期待している。

については、先の所信表明演説で示されたとおり、野田内閣の強力なリーダーシップの下、更なる地域主権改革の推進に向け、スピード感を持って取り組んでいただくよう、次のとおり要請する。

- 1 基礎自治体への権限移譲については、更なる大幅な権限移譲を進めること。また、権限移譲に当たっては、必要な財源を税源移譲により措置すること。
- 2 義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進委員会の勧告に則り、昨年12月の第10回地域主権戦略会議で示された見直し検討項目はもとより、その他の項目も含め、原則廃止を前提に取組を進めること。
なお、第1次及び第2次一括法の成立に伴い条例制定の根拠となる政省令については、早急に公布すること。
- 3 出先機関改革については、財源と人員の取扱いを含む、原則廃止に向けた具体的な工程を明らかにすること。

また、真に国が担わなくてはならないものを除き、出先機関の事務・権限のうち指定都市区域内のものは指定都市に一元的に直接移譲すること。

- 4 地域自主戦略交付金については、税源移譲までの経過措置であることを明確にすること。平成24年度は、指定都市を対象に導入する方向で検討されているが、導入に当たっては、人口等の客観的指標を原則としつつ、大都市特有の財政需要や権能差を十分に反映するとともに、指定都市に直接配分し、地方自治体間の財政調整を行わないこと。

また、国の財源捻出を目的とした総額の縮減は決して行うことなく、地方が必要とする総額を確保すること。

なお、早期に制度設計を行い、速やかに情報開示を行うとともに、指定都市を含む地方の意見を十分に取り入れること。

- 5 「基礎自治体優先の原則」のもと、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、また、大都市が圏域の水平連携の核として、さらには日本を牽引するエンジンとなるため、新たな自治構造を創造することとし、大都市制度の一つとして、地方が行うべき事務の全てを一元的に担う「特別自治市」を創設すること。

平成23年10月31日

指定都市市長会